

柳井市少年少女発明クラブ運営要項

(名 称)

- 1 本クラブは、柳井市少年少女発明クラブと称する。

(設 置)

- 2 本クラブは、柳井市教育委員会と一般社団法人山口県発明協会の共催事業とし、柳井小学校内の柳井市理科研修所内に設置する。

(事務局)

- 3 本クラブの事務局は、柳井市教育委員会内に置く。

(目 的)

- 4 本クラブは、少年少女に科学的な興味と関心を追求できる場を提供し、家庭や学校環境の制約を離れた集団の中で創作活動を通じ完成の喜びを体得させ、科学的発想に基づく生活態度を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とする。

(活 動)

- 5 本クラブは、目的達成のため次の活動を行う。
 - (1) 少年少女の創造性をできるだけ発揮し得るよう楽しみながら自由な発想で製作や加工を行う。
 - (2) 特定のテーマで、みんなで創意工夫しながら製作活動を行う。
 - (3) 発想、計画、集団討議や技術の指導を受けながら科学的な見方や考え方を学ぶ。
 - (4) 展示会を開催し、一般に公開する機会をもつとともに普及啓発を図る。
 - (5) その他、本クラブの目的達成に必要な活動を行う。

(開講期間)

- 6 本クラブの開講期間は、毎年4月から翌年3月までの間とする。

(開講日)

- 7 本クラブの開講日は、月2回を基準とし土曜日を原則とする。ただし、学校の長期休業中あるいは、日曜日、祝祭日については別途計画する。

(会員資格)

- 8 本クラブの会員は、柳井市に在住の小学校4年生以上から6年生までの児童とする。

(入会申込)

9 本クラブへの入会希望者は、入会申込書に所定の事項を記入して事務局に提出する。

(構成)

10 本クラブの会員は、事務局において当該年度の募集予定人数を決め募集し、年間を通し固定メンバー制とする。

(参加費)

11 本クラブの参加費は、無料とする。ただし、製作に必要な材料費は、各自負担とする。

(傷害保険)

12 本クラブに入会許可された者は、参加中の傷害に対処するため、必ず傷害保険に加入する。

(傷害保障)

13 参加中に起こった傷害についての保障は、傷害保険の保障の範囲内とし、その後の責任は、いっさい負わない。

(運営委員会)

14 本クラブに運営委員会を置く。

(2) 運営委員会は委員若干名をもって構成し、教育長が選任する。

(3) 運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 委員の互選により、運営委員会に委員長・副委員長を置く。

(5) 運営委員会は、委員長が招集し、年1回以上開催する。

(6) 運営委員会に顧問若干名を置き、委員長が選任する。

(7) 運営委員会は、本クラブの目的達成のため、次の事項について審議する。

ア 年間計画に関すること。

イ 運営費に関すること。

ウ その他、運営上重要な事項に関すること。

附 則

この要項は、平成23年4月5日から施行する。

この要項は、平成28年3月31日から施行する。

この要項は、平成29年1月31日から施行する。

この要項は、平成29年3月31日から施行する。